

令和6（2024）年度第2回 栃木県地域医療対策協議会	資料5
令和6（2024）年12月10日	

# 栃木県医師修学資金 貸与制度の周知状況について

# 医師修学資金について

## ■制度の概要

将来、**産科医、小児科医又は救急科医**として栃木県の地域医療に貢献しようとする志を持った医学生を対象に修学資金を貸与するもので、大学卒業後、県内の公的医療機関等において一定期間業務に従事するとその返還が免除される。  
なお、診療科については貸与申請時に決定する。

## ■貸与額

年額300万円（月額25万円×12月） ※貸与年度に入学者である場合は、入学金相当額（上限100万円を加算）

6年間の最大貸与額：1,900万円

## ■貸与人数

3名 ※貸与決定については、毎年度4月頃に行う。

## ■返還免除要件

初期臨床研修修了後、修学資金貸与年数の2倍に2年を加えた期間が経過するまでに、栃木県内の公的医療機関等において、産科医又は小児科医として修学資金貸与年数の1.5倍の期間勤務すること。



# 医師修学資金について

## ■現状

私立医学部の学生が多数を占めており、ここ数年の応募倍率は1倍以下である状態。

## ■広報活動

足利高校、石橋高校、宇都宮高校、宇都宮女子高校、宇都宮短期大学附属高校、宇都宮東高校、國學院栃木高校、作新学院高校、佐野高校、佐野日大高校、栃木高校、栃木女子高校、真岡高校、真岡女子高校へ学校訪問を実施

## ●高校訪問で進路指導部長から得られた意見

制度内容	意見
診療科制限と選択時期について	<ul style="list-style-type: none"><li>・診療科を指定していることが応募を妨げている可能性がある。</li><li>・高校3年生が診療科選択を行うのは難しく、診療科選択の時期を遅らせるべきである。</li></ul>
貸与額や人数について	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸与額を減らし貸与人数を増やすべきである。</li><li>・貸与額が私大医学を想定させるものであるため、国立大学用の貸与額を選択できると良い。</li><li>・私立大学の学費や生活費を考慮すると総額1,900万円では低い。</li></ul>
貸与決定の時期について	<ul style="list-style-type: none"><li>・年末までに貸与決定の内定があれば、経済的に私大進学が困難な学生にとって有益な制度となる。</li></ul>

## ■今後の方針

さらなる広報活動に取り組むとともに、制度内容の見直しについて検討を進めていく。

# 医師修学資金について

## ■他県の修学資金貸与制度

県	募集人数	月額	診療科 選択	返還免除要件	備考
群馬県	20名	100千円 150千円※	無	県内公的医療機関で貸与年数の1.5倍の期間勤務すること。	※桐生市・伊勢崎市・館林市・渋川市で臨床研修を行う必要がある。
	30名	120千円 180千円（産科）	有	貸与期間の2倍に相当する期間を経過するまでの間に県内公的医療機関で貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間特定診療科の医師として勤務すること。	診療科は、小児科、産婦人科、総合診療科、救急科、外科、脳神経外科から選択する。
茨城県	20名	150千円	無	貸与を受けた期間と同じ期間を知事が指定する医療機関で勤務すること。	
埼玉県	15名	200千円	有	貸与期間の1.5倍の期間、特定地域の公的医療機関に医師として引き続いて勤務をすること又は特定診療科等に医師として勤務すること。	診療科選択ではなく、特定地域に努めることが条件のコースもある。診療科は、産科、小児科、救急科から選択する。